

随意契約結果（業務委託）

様式13

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	行旅死亡人葬祭委託	13-26：その他	株式会社公益社	153,009円	令和元年6月19日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	下記①参照	—
2	西成区保健福祉センター分館電話機増 設設定業務委託	01-03-01：通信設備保 守点検	第百通信工業株式会社	81,000円	令和元年6月21日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G4	—

① 行旅死亡人については、警察署の判断により遺体を安置・保存が可能な葬祭業者に運搬され、本市に連絡が入った時点において既に葬祭業者に移送されており、本市による葬祭業者の選択の余地がない状況にある。また、本市に連絡が入ってから事業者の選定を行うこととした場合、公募の期間中、当該移動された事業者にて遺体を保管する必要がある、その間の保管経費（保管費用やドライアイス代等）がかかることから非効率であり、遺体の尊厳を保つため速やかに遺体を茶毘に付す必要があることから、改めて事業者の選定を行うことは困難であるため。